

**(仮称) 港区手話言語の理解促進及び障害者の多様な意思疎通の推進  
に関する条例(案)の制定に向けた基本的考え方について**

**1 条例制定の意義**

区は、これまで平成28年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を契機に、代理電話サービスやICTを活用した遠隔手話通訳サービス等の障害者福祉施策の取組を推進してきました。

**(1) 障害者にとって不便や不安を感じる障壁の解消**

手話が言語であるとの認識や、障害には様々な特性があり、意思疎通のための手段や配慮も個々の状況によって異なることから、区民や事業者の間に障害者への配慮手段や障害種別ごとの対応方法について、十分には浸透していない現状が障害者にとって不便や不安を感じる障壁となっており解消する必要があります。

**(2) 区民や事業者の協力**

このような、障害者にとっての障壁の解消には、区のみならず、区民や事業者の理解が必要であり、社会全体で障害者の権利を擁護していくことが不可欠です。条例を制定することにより区として、合理的配慮の提供の取組をさらに前進させ、障害者の多様な意思疎通について一層の推進を図ります。

**(3) 地域共生社会の実現**

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその先の地域社会を見据え、障害のある人もない人も、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すために、新たな条例を制定します。

**2 条例(案)の基本的考え方**

**(1) 手話言語の理解促進**

ろう者が日常的に使う手話が言語として認識され、区民や事業者に向けて、手話がろう者と意思疎通する手段であることの理解促進を図ります。

**(2) 多様な意思疎通の推進**

障害特性に応じた意思疎通のための多様な手段が提供され、その手段を障害者が自ら選択し、日常的に利用できるよう配慮します。また、区民や事業者も個々の障害特性を理解し、的確な対応ができるよう推進します。

**(3) 区民や事業者の協力による普及啓発及び理解促進**

区民や事業者と区が共に協力しながら、障害者の意思疎通の手段を確保することに努め、障害のある人もない人も相互に、心のバリアフリーに向けた普及啓発及び理解促進を図ります。

### 3 港区としての条例（案）の特徴

- (1) 手話は、ろう者が日常的に使う独自の文法体系を持つ言語であることを認識して、ろう者の物事の考え方や表現の仕方を理解し、ろう者への伝え方や支援方法の理解を促進するため、区民意識の向上を図ります。その上で、手話を含めた障害者の多様な意思疎通の推進を図ります。
- (2) 障害者の災害対策については、障害者団体等の意見を踏まえ、災害発生時に障害者が感じる不安を取り除くために、支援に携わる人々に対する障害特性の理解を促進することによって、災害対策における対応の強化を図ります。
- (3) 区の責務として、職員に対して、手話が言語であることへの理解を深めることや、障害特性に応じた意思疎通を推進することについて育成を図り、職員が自ら模範となり、率先して心のバリアフリーの推進を図ります。

### 4 条例（案）に盛り込む内容

条例（案）に盛り込む内容は、別紙のとおりです。

### 5 施行（予定）日

議決後公布の日（10月頃）

### 6 今後の主なスケジュール

令和元年9月 第3回港区議会定例会（新規条例）